

## 佐渡市立両津病院移転新築事業検討委員会開催要綱

(設置の目的)

第1条 佐渡市立両津病院（以下「両津病院」という。）の新築が計画される新病院（以下「新病院」という。）に関し、佐渡市が新病院の基本構想を策定するため、必要な事項を検討する佐渡市立両津病院移転新築事業検討委員会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討会において検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 新病院の診療科目、病床機能等の基本的な整備内容に関する事。
- (2) 新病院の機能、役割を踏まえた病院規模等に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新病院に係る課題に関する事。

(検討会の参加者)

第3条 検討会は、佐渡市、医療介護関係者、行政関係者、専門的知識を有する者等のうちからおおむね10名程度の参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 検討会の座長は、佐渡市副市長が務めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 検討会の参加者又は関係者は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならない。検討会が終了した後も、同様とする。

(検討会の庶務)

第7条 検討会の庶務は、両津病院管理部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公開の日から施行する。